

水道運営管理業務における新型コロナウイルス感染症 対策ガイドラインに基づくチェックリスト

2021年2月10日作成

2021年10月15日改訂

2022年12月26日改訂

一般社団法人 日本水道運営管理協会

- 1 このチェックリストは、2020年9月1日制定(2022年12月26日改訂)の水道運営管理業務における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの実施状況について確認いただくことを目的としています。
 - 2 職場の実態を確認し、対策できている項目の□にチェックを入れてください。
 - 3 確認した結果は、職場安全衛生会議等に報告し、対策が不十分な点があれば調査の上、改善に繋げてください。
- ※ 本書式は自主点検用として使用して頂くことを目的としています。

(1) 水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン等の活用

- 厚生労働省水道課が策定した、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン(改訂版)(平成21年2月)」および「水道事業者等における新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針(平成22年11月)」に基づき、水道施設のおかれている個別の状況に合わせて対処する。

(2) 感染予防対策の体制

- 事業者の経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定(変更)・実施について検討する体制を整える。
- 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- 国・地方自治体・業界団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(3) 健康確保

- 従業員に対し、出勤前に体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- 発熱等の症状により自宅で療養することとなった従業員は、毎日健康状態を確認した上で、

症状が改善し入社判断を行う際には会社の指示に従う。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

- 上記については、事業場内の派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事業者を通じて同様の扱いとする。
- 職場における積極的な検査等の活用・徹底を図るため、以下に示す項目について検討する。
 1. 普段から健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
 2. 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱などの軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。
 3. 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦等の重症化リスクの高い方等は、医療機関を受診し、医師にその結果を伝えること。それ以外の方で、症状が軽いなど、自宅で療養を希望する場合は、速やかに地域の健康フォローアップセンター等に登録するよう伝え、自宅等で療養させる。また、体調変化時には、速やかに健康フォローアップセンター等に連絡する、もしくは医療機関を受診するよう伝える。
 4. 職場で抗原簡易キットを使用する際、留意すべき事項は次のとおり。
 - ① 検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下での自己検体採取
 - ② 国が承認した抗原簡易キットの使用
 - ③ 重症化リスクの高い方は、検査の実施によって受診が遅れることがないように留意すること

(4) 通勤

- 管理部門等を中心に、在宅勤務（テレワーク）が可能な従業員には、これを積極的に励行する。
- 自家用車、自転車等公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、これを励行する。なお、徒歩や自転車で通勤する場合は、屋外で人とすれ違う場面も含めてマスクの着用は原則不要とする。
- 上記以外の従業員についても、時差出勤、ローテーション勤務、変形労働時間制、週休3日制等、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、正しいマスクの着用（品質の確かな、できれば不織布製を着用）や私語をしないこと等を徹底する。なお、正しいマスクの着用方法については、巻末の（参考）新型コロナウイルス感染症対策に掲載の「マスクの着用について」／厚生労働省参照。

(5) 勤務

- 従業員に対し、始業時、休憩後を含め定期的な手洗い又は手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん等又は手指消毒液を配置する。
- 従業員が一定の距離を保てるよう、作業空間の確保、人員配置について工夫する。一定の距離を確保できず、長時間対面で会話することが想定される場合は仕切りを設けるなどする。仕切りは空気の流れを阻害しないよう留意する。
- 従業員に対し勤務中の正しいマスクの着用（品質の確かな、できれば不織布製を着用）、手

袋等の保護具の装着を徹底する。特に、現場作業においては、必要に応じて保護メガネ、フェイスシールド、防護服等を装着する。複数名による共同作業等近距離、接触が不可避な作業工程では、これを徹底する。

- 可能な限り、交替勤務における直交代に係る引継ぎ時間を短く設定する。朝礼やミーティング等は、密な状態を避けるようにする。また、交替勤務のシフトはできる限りグループ単位で管理する。
- 飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と設置する。(横並びの場合でも人と人とが触れ合わない程度の距離をあける等の工夫をする)
- 作業着等への着替え時のロッカー使用については、利用時間を分ける等、混雑や接触を可能な限り抑制する。
- 窓が開く場合、室温(18~28℃)、湿度(40~70%)を維持できる範囲内で、可能な限り2方向の窓を常時開放する。なお、機械換気による常時換気を行う場合は、定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等を実施する。
- 換気が不十分となる場所については、HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターを補助的に活用することを推奨する。
- パーティション等は、気流を阻害しないよう配置する。なお、効果的な換気については、巻末の(参考)新型コロナウイルス感染症対策に掲載の「感染拡大防止のための効果的な換気について」/新型コロナウイルス感染症対策分科会参照。
- 共用する物品や高頻度に手が触れる箇所は定期的に消毒、除菌を行う。
- 長時間対面で会話する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- 会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- 社内で会議を対面で行う場合、正しいマスクの着用(品質の確かな、できれば不織布製を着用)と、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机等に印をつけたりする等、近距離に座らないように工夫する。
- 社外主催の対面での会議やイベント等については、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は可能な限り最小人数とし、正しくマスクを着用する。(品質の確かな、できれば不織布製を着用)
- 採用説明会や面接等については、必要に応じてオンラインでの実施も検討する。
- テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン等を参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。

(6) 休憩・休息スペース

- 共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的な消毒を徹底する。
- 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、密な状態を回避するように努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、休憩スペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫を行う。
- 屋内休憩スペースについては、スペース確保や、常時換気を行う等、3つの密を防ぐことを徹底する。

- 食堂等で飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引く等により、1メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。
- 食事以外の休憩中も必要に応じて正しくマスクを着用する。(品質の確かな、できれば不織布製を着用)
- 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか会話をする場合は正しいマスクの着用(品質の確かな、できれば不織布製を着用)を徹底する。

(7) トイレ

- 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が触れるドアノブ等は清拭消毒をする。
- トイレ使用後は手洗いを徹底する。
- 共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業者に個人用タオル等の持参を徹底する。

(8) 設備・器具

- 監視室等の制御パネル、レバー、ディスプレイ、キーボード、マウス等作業中に従業者が触る箇所について、定期的な消毒を徹底する。
- ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子等の不特定多数の人が触れる環境表面については、1日に1回以上消毒を行う。
- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液等がついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収等清掃作業を行う従業者は、正しいマスクの着用(品質の確かな、できれば不織布製を着用)や、作業後に手洗いを徹底する。
- 工具等のうち、個々の従業者が占有することが可能な器具については、共有を避ける。共有する工具は、定期的に消毒する。
- 建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。
- 寒冷期など乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿することを推奨する。

(9) 部外者の立ち入り

- 薬品や燃料、部品搬入、排出物搬出、水質試験等、維持管理活動に不可欠な部外者の立ち入りについては、当該部外者に対して、従業者に準じた感染防止対策を求める。
- その他外部関係者の立ち入りについては必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業者に準じた感染防止対策を求める。
- あらかじめ、外部関係者が所属する企業等に、当該水道施設における感染防止対策の内容を説明する等により理解を促す。

(10) 従業者に対する感染防止策の啓発等

- 感染力の強いオミクロン株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスクの着用(品質の確かな、できれば不織布製を着用)について施設内での掲示等を検討する。
- 従業者に対し、感染力の強いオミクロン株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む

行動変容を促す。これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」及び新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言している「5つの場面」を周知する等の取り組みを行う。

- 従業者に対し、三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場合でも、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるように努める。
- 公共交通機関や公共施設等を利用する従業者には、正しいマスクの着用（品質の確かな、できれば不織布製を着用）、咳エチケットの励行、車内等密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- 作業服等を貸与している場合、従業者がこまめに洗濯するよう促す。
- 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業者やその関係者が、事業場内で差別されること等がないよう、従業者に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- 海外渡航歴を有する従業者の対応については、入国時の検疫措置（厚生労働省「水際対策」など参照）に沿って判断する。
- 取引先等企業にも同様の取り組みを促すことが望ましい。

(11) 感染者が確認された場合の対応

- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることのないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- 事業場内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に則した対応を行う。

(12) その他

- 衛生管理責任者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。
- 労働衛生管理等の関連法令を遵守する。

以 上